組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月七日

東京都新宿区榎町七一番地新栄ビル

バリシス合同会社

代表社員　水信　貴之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社和楽とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月七日

京都市西京区嵐山宮ノ前町二四番地二〇

合同会社旅館消防設備

代表社員　濵田　朋治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はむつみ株式会社とします。

効力発生日は平成二十九年五月一日であり、当社の総社員の同意の取得は平成二十九年三月三十一日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年三月七日

熊本市中央区新町四丁目七番二二号

むつみ合資会社

代表社員　野尻　亜矢

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九十万円減少し九百六十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://yokote-oroshi.jp/05_service.html

平成二十九年三月七日

秋田県横手市卸町四番一〇号

株式会社横手卸センターサービス

代表取締役　藤井　健

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百三十四万円減少し九百六十六万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年三月七日

埼玉県川越市松江町一丁目一五番地四―四〇一号室

有限会社讃岐路

代表取締役　加藤　正次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円減少し七千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年三月七日

東京都千代田区富士見一丁目一二番一号

Q―DAN一九一ビル四F

株式会社レトリバ

代表取締役　河原　一哉

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年三月二十二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年三月七日

東京都中央区佃一丁目一一番六―三九〇六号

久永アンドカンパニー有限会社

代表取締役　塩村　仁

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月七日

兵庫県尼崎市南武庫之荘九丁目一一番三六号

東伸工業株式会社

代表取締役　一ノ瀬孝一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年三月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年三月七日

山口県下関市長府扇町九番五〇号

瞬報社写真印刷株式会社

代表取締役　藤田　良郎

限定承認公告

本籍埼玉県上尾市栄町六六番地三、最後の住所埼玉県上尾市栄町七番四号

被相続人　亡　神山　京子

右被相続人は平成二十八年十一月十九日死亡し、その相続人は平成二十九年二月六日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月七日

埼玉県上尾市栄町七番四号

限定承認者　神山ふみ子

限定承認公告

本籍千葉県成田市並木町六九番地、最後の住所東京都大田区山王三丁目一一番二二号　山王ハイム一〇六

被相続人　亡　大坂　昭夫

右被相続人は平成二十八年五月十三日死亡し、その相続人は平成二十九年二月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月七日

千葉県成田市不動ヶ岡二〇三二番地一〇

限定承認者　杉﨑　桂子

限定承認公告

本籍東京都武蔵野市中町二丁目二番、最後の住所千葉県浦安市北栄一丁目一二番七―三〇三号室

被相続人　亡　國廣　竜平

右被相続人は平成二十八年十一月十三日死亡し、その相続人は平成二十九年二月二十四日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

千葉市中央区中央三丁目一五番六号やまちょうビル七階　レークス法律事務所

右代理人弁護士　北村　悠介

平成二十九年三月七日

東京都立川市柏町四丁目二一番地の一六

相続財産管理人　國廣　文夫

限定承認公告

本籍石川県金沢市三口新町三丁目七二三番地、最後の住所石川県金沢市富樫二丁目五番四二―二号

被相続人　亡　羽喰　正昭

右被相続人は平成二十八年十一月十八日死亡し、その相続人は平成二十九年二月二十四日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月七日

石川県金沢市富樫二丁目五番四二―二号

相続財産管理人　本田　真希

限定承認公告

本籍三重県亀山市和賀町三四九七番地、最後の住所三重県亀山市和賀町一四番一八号

被相続人　亡　橋爪　禎一

右被相続人は平成二十八年十一月八日死亡し、その相続人は平成二十九年二月二十四日津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年三月七日

三重県亀山市和賀町一四番一八号

相続財産管理人　橋爪まゆみ

正誤

ページ	段	行	誤	正
三四		六～五終りから	「大使館」	を削除する。
四	上	七終りから	「大使館」	を削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月七日付第四五号三二ページ
十二月九日付衆会第一七号

Ⅰ―ジ●同日付政府調達第四四号三二ページ●二十八年
二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）